

組合員の皆様へ

出資証券の発行廃止について

平素より本組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当 J A では組合員の皆様からお預かりした出資金の証拠証券として、出資証券を発行してまいりました。しかし、J A が発行する出資証券は株券等のような有価証券ではなく、法律上 J A が発行を義務付けられたものではないこと、また、持分譲渡や脱退等のお手続きの際には、組合員の皆様に出資証券のご提出をお願いするなど、出資証券の管理に相当なご負担をおかけしていることを踏まえ、全国の J A (隣県では J A 香川県、J A 高知県、J A えひめ中央、本県では J A あわ市など)においても順次出資証券の発行を廃止しております。

つきましては、こうした状況を踏まえ、当 J A も **令和 6 年 4 月 1 日をもって出資証券を廃止**することといたしました。

出資証券廃止に伴い、現在お持ちの出資証券は無効となりますが、組合員の皆様からお預かりしている出資金ならびに組合員としての権利等についてはこれまでと変わりありませんのでご安心ください。また、出資金の管理は電子データにより従前同様厳格に行ってまいりますと共に、下記のとおりご対応させていただきますので、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. **現在お持ちの出資証券は無効**となります。当 J A で回収は致しませんので、**令和 6 年 6 月末までに送付いたします「出資金残高通知書」と確認した後、ご自身で廃棄していただきます**ようお願い申し上げます。
2. **出資金残高は、毎年総代会終了後に郵送しております「配当金お支払いのご案内」にてご確認**いただけます。
3. 出資金に関する情報は電算管理していますので、加入年月日や出資口数に関するご照会やご不明な点は、**下記にお問い合わせください。**

(問い合わせ先) 板野郡 農業協同組合 総務部

TEL : 088-694-7200

令和 5 年 6 月 1 日
板野郡農業協同組合
代表理事組合長 橋 本 浩

出資証券廃止にかかるQ&A

Q 1. なぜ、出資証券を廃止するのですか？

A 1. 現在当組合は出資証券を発行していますので、脱退時は出資証券を回収するとともに、出資内容に変更が生じた場合（出資口数の変更や組合員の皆様がお亡くなりになった場合の相続など）には、お手持ちの出資証券を回収のうえ、出資額や名義を変更して新しい出資証券を発行しております。

ところが、出資証券の回収時に出資証券が見当たらないために、出資証券の紛失手続き（書類の作成等）をお願いするケースが多く発生しており、組合員の皆様にお手数をおかけしているのが実態です。

このため、出資証券を廃止することにより、紛失や盗難のリスクを軽減し、出資金の管理をより効率的かつ安全なものに致します。

すでに全国で出資証券を廃止したJAの事例を参考に、合併を契機に令和6年4月1日以降は出資証券を廃止することといたしました。なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q 2. 出資証券廃止後、JAに出資しているお金はどうなりますか？

A 2. 組合員の皆様からお預かりしている出資金ならびに組合員としての権利、JAが提供するサービス等については、これまでと変わりありません。

Q 3. 手元にある出資証券はどうしたらいいですか？

A 3. 現在、組合員のみなさまが現在お持ちの出資証券につきましては、令和6年4月1日より無効となります。そこで、組合より、出資証券が廃止される令和6年3月末の出資金の残高について、令和6年6月末までに「出資残高通知書」を送付いたしますので、お手元の出資証券で、出資の名義、出資口数と出資額を確認したうえで、出資証券の廃棄をお願いいたします。当組合から回収等はいたしませんので、誠に恐縮ですが、ご自身で破棄等処分して頂きますよう重ねてお願いいたします。

また、脱退等により出資金の払戻しが済んだ後に出資証券をご持参いただいても、JAでは出資金の払戻しはできませんのでご注意ください。

Q 4. 出資証券の発行は、法律等で定められているのではないですか？

A 4. 出資証券については、農業協同組合および本組合定款において、その発行・管理にかかる明文規定は存在しません。また、JAの出資証券は、出資金の受取書として発行していたものですから、所持者の権利を証明する株券などの有価証券とは法的な性格が違います。

Q 5 出資証券廃止後に自分の出資金を知りたい場合はどうすればいいですか？

A 5. 廃止後は、ご本人であれば当組合の営業時間内いつでも、組合員となっている支所の窓口で、出資金の当日残高を記載した「出資金残高証明書」をご請求いただけます。ご本人の確認ができれば、簡単な書類でのお申込みにより、無料で発行できますので、残高確認が必要な場合はご利用ください。

また、出資残高が増減した際にも、変動した出資内容が分かるものを交付いたします。